

## 別紙6 市民協働棟・市民広場に関する考え方

### 1. 市民協働棟

#### (1) 設置目的・役割

##### ① 市民に開かれた庁舎の実現

- ・ 現在の庁舎に関しては、窓口、執務空間として整備されており、市民にとっての憩い、賑わい、交流に果たす役割は限定的です。
- ・ 本事業のコンセプトにおいて、「市民に親しまれる開かれた施設」とすることを目指しており、市民が日常的に使い、憩い、賑わい、交流が可能な施設として、市民協働棟を整備します。
- ・ 具体的には、多目的に活用できるフリースペースや会議室、市民・職員が利用する売店をはじめとした各種機能を導入し、市民が気軽に利用し・交流できる施設とします。

##### ② C棟と新庁舎の一体化

###### ア C棟と新庁舎の連携

- ・ C棟と新庁舎に関しては、別棟として整備しますが、いずれも行政庁舎として利用します。
- ・ 両施設をつなぐ市民協働棟を整備することにより、両施設間の移動等、利便性の向上を図ります。

###### イ レベル差の解消

- ・ C棟については、A・B棟の高さにあわせ整備されたため、1階床面の高さが市道幹3号線や来庁者駐車場の地盤面より約2m高い位置に設定されています。このため、現在は駐車場からスロープ（勾配：5%）や階段により入場する構造になっています。
- ・ 一方、バリアフリーを目指した新庁舎については、1階の床面高さを概ね来庁者駐車場の高さに合わせる必要があります。
- ・ 市民協働棟を整備することにより、C棟と新庁舎のレベル差の調整を図り、利便性を向上します。

##### ③ 新庁舎の顔となるエントランス機能の整備

- ・ C棟は、A・B棟に増築した庁舎であることから、エントランス機能がありません。市民協働棟においてエントランス機能、庁舎の案内（受付）や市の情報発信などの機能を備える必要があります。
- ・ 市民協働棟について、C棟および新庁舎に共通するエントランス機能を有するとともに、庁舎全体の意匠上の顔となる施設として整備します。

##### ④ 会議室不足に関する課題の解決

- ・ 近年、社会情勢が刻々と変化する中、多様なニーズに応えるため臨時窓口を設置しなければならない状況が発生しています。また、選挙が実施される際には、庁舎内に期日前投票会場を設置する必要があります。
- ・ こうした窓口・会場については、現在の庁舎の会議室等を使用していますが、会議室を臨時窓口等に使用してしまうと、本来の会議室としての機能が失われてしまい、会議室の不足が生じています。また、上層階に設置した臨時

窓口等は、場所の分かりやすさなど市民利用の面からも課題があります。

- ・ さらに、臨時窓口を設置する場合に関しては、閉庁時に市民が庁舎内に入ることになりますが、現行の庁舎はそれを想定していない構造のため、機密情報を扱う上でセキュリティ面での課題があります。
- ・ 上記を踏まえ、市民協働棟において、臨時窓口機能として活用可能なスペースを低層部に設けます。

## (2) 設置条件

### ① 導入機能及び規模

機能	内容	規模
会議室	多目的な利用が可能な会議室	大会議室（100㎡程度）×1室 中会議室（50㎡程度）×1室 小会議室（30㎡程度）×2室
打ち合わせブース	上層階の職員が出向いて来庁者と打合せを行う際に使用するブース	100㎡（4人席×6席）程度
総合案内	案内ブース	案内5㎡程度 ※デジタルサイネージは、別途契約
市政情報コーナー	市が作成した資料（広報紙・計画書・パンフレット等）を展示するスペース	25㎡程度
ふるさとハローワーク	既存A棟1階にあるふるさとハローワークを設置	55㎡程度
赤ちゃんの駅併設 幼児ルーム	現在、A棟1階にある赤ちゃんの駅に幼児ルームを併設して設置	赤ちゃんの駅15㎡程度 幼児ルーム25㎡程度
守衛室	現在、A棟地下1階にある守衛室（職員当直室兼用）に、守衛仮眠室を併設	守衛室10㎡程度 仮眠室10㎡程度
フリースペース	来庁者や職員が自由に使える飲食も可能なスペース	100㎡程度
売店（コンビニエンスストア等）	来庁者、職員の利便性向上に資するコンビニエンスストア ※運営は含まない	50㎡程度
提案機能	本事業において整備する諸室等のうち市民協働棟に整備することが望ましい機能、その他付加すべき機能について提案	必要規模を提案
共用部	上記の機能に付帯する共有部分（EV、階段、トイレ、その他）	必要規模を提案

② 整備条件

- ・ 平屋または2階建とします。
- ・ 新庁舎及びC棟とは別棟とし、セキュリティ上も区分するなど、独立して使用できるようにします。
- ・ 別途整備する市民広場と隣接するものとします。
- ・ 開庁時において、新庁舎とC棟をつなぐ役割を果たします。

③ 市民協働棟の開庁時間

- ・ 市民協働棟の開庁時間は下表のとおりとします。
- ・ 市民説明会や市主催のイベント等の開催によっては、時間外や閉庁日の利用を想定しています。

平日	8：30～17：15
土曜・日曜・祝日	閉庁
・ 12月29日～1月3日は閉庁	

※上記閉庁日の8：30～17：15は、電話対応、戸籍の受領等を守衛室で行います

※全日17：15～8：30は、電話対応、戸籍の受領等を守衛室で行います

※毎月第2・第4土曜日の8：30～12：00は開庁します（市民課窓口を開庁するため）

## 2. 市民広場

### (1) 設置目的

- ・ 市民協働棟と連動して、憩い、賑わい、交流等を創出する機能として、市民広場を整備します。
- ・ 市民広場は、日常的な市民利用、イベント開催の場所、駐車場混雑時には臨時駐車場としての活用等の役割を果たすものとします。

### (2) 整備条件

#### ① 規模

- ・ 200 m<sup>2</sup>を下限とし、事業者の提案によります。

#### ② 整備条件

- ・ 可能な限り高低差がない広場とします。
- ・ 一定程度の緑地を設けるとともに、臨時駐車場としての利用等を想定し、車両の乗り入れが可能なようにします。
- ・ 市民協働棟に隣接し、相互利用や全体的な動線に配慮します。
- ・ 表面の素材については任意ですが、平滑でメンテナンスがしやすい素材とします。
- ・ 混雑時には臨時駐車場として活用できるよう配慮します。
- ・ 臨時駐車場としての利用に考慮し区画線などの色使いに配慮します。
- ・ イベント開催時等に、隣接する駐車場のエリアを拡張できるようにします。
- ・ コンセント、水栓、照明を設置します。これらについては市民協働棟の壁に設ける形も可とします。
- ・ ベンチ（可動式）の設置については、任意とします。

#### ③ 市民広場を活用して開催されるイベント等（想定）

- ・ 八十八夜新茶まつり
- ・ 農業まつり
- ・ ふれあい朝市（農産物の販売）
- ・ 献血（献血バス）

### (3) その他

- ・ 敷地内には一定規模の緑地等の設置が必要となります。市民広場の一部を緑地とすることで、必要面積に加えることができます。